



社協だより

86

令和2年7月1日

《発行》社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会 八幡浜市松柏乙 1101 番地

八幡浜市保健福祉総合センター2階 TEL 23-2940 FAX 23-0506

ホームページは [八幡浜市社協](#) まで

コロナに負けない！ 地域の見守り・支え合い活動（宮内地区社協）



令和2年5月13日（水）9時～10時、宮内地区社会福祉協議会（以下、宮内地区社協）の副会長・民生児童委員 成見勇氏の訪問活動に同行をしました。

『見守りネットワーク事業』では、一人暮らしの高齢者等のお宅へ訪問活動をしています。民生委員・児童委員、見守り推進員、協力員（住民）が協力しながら、身近な見守り・支え合い活動を目指して、見守り・声かけを行っています。平成8年から、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしている地域づくり・まちづくりを進める一役を担ってきました。

今回の見守り活動は、コロナウイルス感染拡大防止のため、宮内地区社協で訪問実施の可否を慎重に協議し、予定していた訪問日をずらして実施しました。この日は一人暮らしの高齢者の方7名を訪問しました。

成見氏は一人ひとりに声をかけ、体調や困り事などに真摯に耳を傾け、「（心配事に対して）電話で聞いてみようか」と、素早く対応していました。また、不安が強い方には時間をかけてその気持ちに寄り添い、「風呂の時は低血圧になりやすいから、気をつけて」などの声をかけていました。緊急通報システムの情報提供をした際に、Aさん（女性）から、「静かに亡くなりたくないから利用していない」との発言があると、「そんな悲しいこと言わなくてください」と、励ましの言葉をかけていました。

地域の方からは「成見さんのような気軽に相談できる人が必要なんよ」と、宮内地区社協、民生委員・児童委員の活動に感謝の言葉を伝えられました。

成見氏に宮内地区社協の取り組みや訪問時のポイントと工夫を伺いました。（次ページに記載）

「宮内地区の見守り活動のポイント」

- 毎月第1週は民生委員・児童委員が、第3週は見守り推進員が訪問することになっている。
- 訪問時に、民生委員・児童委員はティッシュを、見守り推進員はクツキーをお届けする。
- 不在時にティッシュをポストに入れておくと、帰宅後、当事者が成見氏に顔を見せてくれる。
- 民生委員・児童委員と見守り推進員で、活動の情報共有をしている。
- 新聞紙や宅配物が溜まっているなど緊急性を感じた場合は、関係機関と連携し当事者の安否確認をしている。
- 心身の様子を尋ねる。福利サービスは何を使っているのか、何か必要な支援はないかなど、状況の確認をしている。



コロナ対策をしっかりとしたの訪問

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新たな生活様式が求められ、不安な生活が続きます。民生委員・児童委員、見守り推進員や協力が様子を伺うことで、当事者の不安に寄り添い、つながり続けていきます。

見守りネットワークに関することは市社協(☎23・2940)まで。

宮内地区社協会長

平家 恭治会長よりコメント

これからも民生委員・児童委員、見守り推進員と協力して住民が安心して暮らせるよう、活動を頑張ります。

ボランティア活動保険
新型コロナウイルスが補償対象となりました

ボランティア活動保険の特定感染症に、指定感染症(新型コロナウイルス)が追加され、補償対象となりました。

ボランティア活動中にボランティア自身が特定感染症に罹患した場合に補償されます。

ケ	補償区分	保険金額
ガ	葬 祭 費 用	実費 (300万円限度)
の	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)
補	入院保険金日額	6,500円
償	通院保険金日額	4,000円

Q. ホテルでの隔離や自宅での療養の場合は？

A. 新型コロナウイルスに感染し、医師の指示のもと軽症や無症状の方等がホテル等の臨時施設又は自宅で療養する場合は、「入院」とみなし保険金が支払われます。

Q. 活動中に新型コロナウイルスに感染したのかの判断は？

A. 新型コロナウイルスに感染したと想定される付近の日時に活動実態があるか、活動以外に感染要因となる事象(院内感染、クラスター等)がないか等確認の上、保険会社が判断します。

ご 注 意

「ボランティア行事用保険」「送迎サービス補償」の各プランでは、補償の対象となりません。

お 問 合 せ 先

- 補償内容の詳細は「ふくしの保険」ホームページをご確認ください。
- 保険加入を希望される方、加入者で補償対象となる方は市社協(☎23-2940)まで。

ミニボランティアグループほっと

寄り添う支援を続けてきた今、 地域のつながりを考える

この地域で住み続けたい。今、自分に何かできないだろうか。そんな想いから、平成15年4月に川之石地区の有志が集まり、『ミニボランティアグループほっと（以下、ほっと）』が発足しました。17年が経過した現在も、活動に賛同した地区内外の新たなメンバーを得ながら、現在13名で活動を続けています。

それぞれのスタンス・スタイルで

当時から、無理なく、自分のできることを、できる範囲で活動することを心掛けてきました。

- 【これまでの活動・エピソード】
- 見守り訪問
(会えなければお手紙を投函)
 - お墓参りに付き添い
 - 服の裾直し、座布団干し、カーテン洗い
 - 手紙の代筆
 - 投句用の俳句の代筆 など

見守り訪問では、最初なかなか顔を出されなかった方も、何度も声をか

け顔を合わせることで、信頼関係を築いてきました。また、俳句の代筆活動から、依頼者に先生になつてもらい会員が俳句作りを行うようになるなど、支え・支えられる関係が交差し、楽しみながら活動しています。

定例会で共に悩み・労い、前を向く

ほっとでは、毎月第一土曜日に定例会を行っています。日頃から気になっていることや、身近な支え合い・助け合いの活動内容、感じたことなどを共有し、話し合っています。



それぞれの活動・思いを語り合う

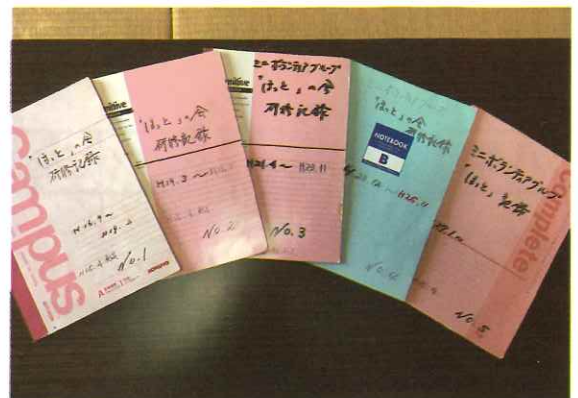
「定例会を続けることで、自己満足にならず、仲間全員で相手の気持ちに寄り添えるようにお互いに知恵を出し合い、一緒に悩み考えることができています。市の保健師や社協の職員にも参加してもらうこともあるが、必要に応じて制度につなぐなど、素早い対応につながっている」

定例会では、メンバー自身の近況も話します。家族を介護している方、夫に先立たれた方など、それぞれの人生の歩みや暮らしのことに、寄り添い合ってきました。想いや心境を語り合うことでホッとできる時間になっています。

新たな『芽』と共に

若手メンバー2人からも想いを伺いました。

「地区によって情報の収集・共有方法が違い、同じように活動するのは難しいのでは、と思っていた。しかし、定例会に参加して様々なお話を聞くことでとても勉強になり、今は、おせっかいおばさんとして自然に動けるようになってきた。今期から民生委員・児童委員に就任したが、ほっとで学んできたことが活かされていると感じる」 「自分も何か人の役に立つことを



これまでの定例会の記録たち

したい、と思っていた時に声をかけていただき、参加した。昔は身近に気にかけてくれる人がたくさんいたが、今は関わり合うことを避ける人も多い。しかし一方で、人と関わり合いたいとも思っていると思う。今はまだ何をしたらいいのか分からないことも多いが、地域の方が困っていたらできる協力はしていきたい」

コロナウイルスの影響で、長期の活動自粛、感染予防が求められています。「つながりを見直す機会になり、改めて人との絆が大切だと感じた。つながっていること、心配していることをどう伝えていこうか」と、これまでの活動で培ってきた『心』『絆』『気づき』の視点で、模索しています。

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の生活を支援するため、生活福祉資金制度の特例貸付を行なっています。

緊急小口資金

◆ 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯。

※ただし、生活保護世帯は対象となりません。

◆ 貸付限度額

10万円または20万円

※20万円の場合は、別途要件があります。

◆ 貸付方法

①据置期間（返済猶予期間）：1年以内

②償還期限（返済期間）：据置期間経過後2年以内

③貸付利子：無利子

※ただし償還期限後は 延滞利子 年3.0%

④連帯保証人：不要

◆ 申し込み方法

八幡浜市社協へご相談の上、必要書類のやり取り等を行います。原則、郵送での申請となります。来所して手続きを希望される方は、予約制です。

◆ 申請に必要な書類

住民票（謄本）、本人確認書類、貸付金を振り込みする預金通帳またはキャッシュカードのコピー、その他社協が指定する書類（ホームページ参照）

総合支援資金

◆ 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

◆ 貸付限度額 ※原則として3か月以内

・単身世帯：月15万円以内

・複数世帯：月20万円以内

◆ 貸付方法

①据置期間（返済猶予期間）：貸付最終月より1年以内

②償還期限（返済期間）：据置期間経過後10年以内

③貸付利子：無利子

※ただし償還期限後は 延滞利子 年3.0%

④連帯保証人：不要

◆ 申し込み方法

八幡浜市社協へご相談の上、必要書類のやり取り等を行います。ご相談は予約制です。

◆ 申請に必要な書類

住民票（謄本）、本人確認書類、預金通帳（申込当日までの記帳済みのもの）、その他社協が指定する書類（申込時にお伝えします）

詳しくは、

八幡浜市社協

検索



ご相談・お問合せは
八幡浜市社協地域福祉課 ☎ 23-2940 まで

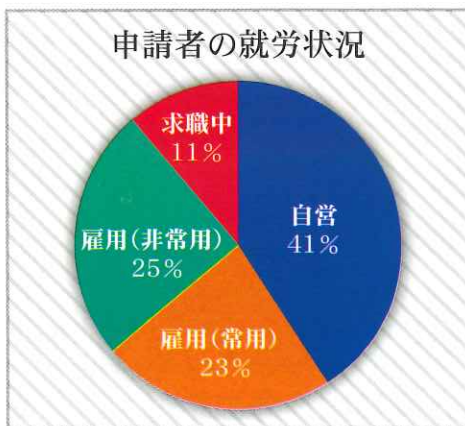
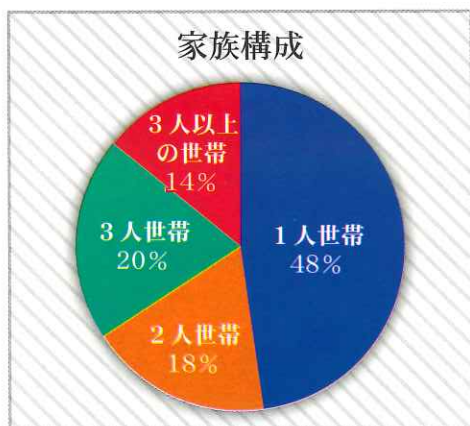
新型コロナウイルスの影響を受けた市民の支援 八幡浜市社協の特例貸付の状況について

令和2年3月25日より始まった、新型コロナウイルスの影響を受けた世帯への特例貸付の状況について報告します。(令和2年5月末)

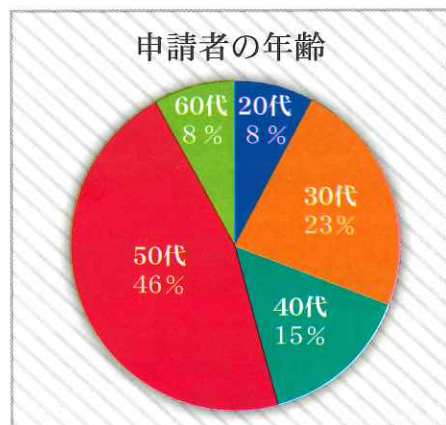
緊急小口資金



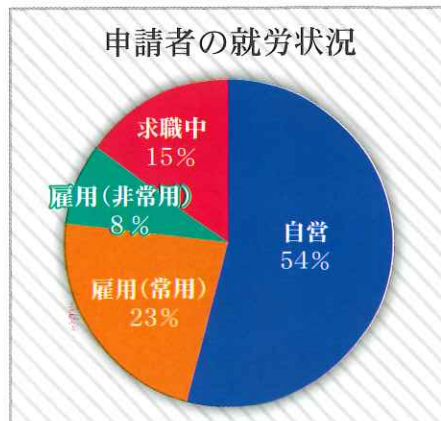
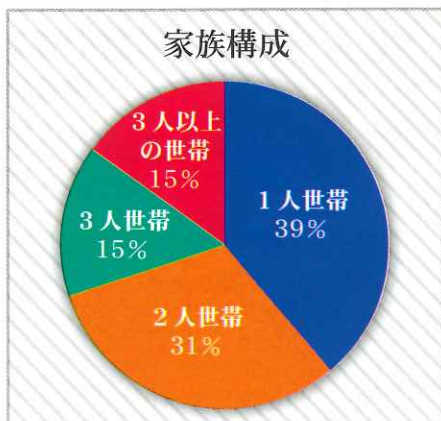
貸付額 (円)	世帯数	合計	来所	郵送
50,000	1	50,000	1	0
100,000	2	200,000	0	2
150,000	1	150,000	1	0
200,000	40	8,000,000	37	3
合計	44	8,400,000	39	5



総合支援資金



貸付額 (円)	世帯数	合計
450,000 (150,000 × 3ヵ月)	4	1,800,000
600,000 (200,000 × 3ヶ月)	9	5,400,000
合計	13	7,200,000



市民有志より、たくさんの手作りマスクを寄贈いただいています。ありがとうございます。



住まいに困っていませんか？ 八幡浜市住居確保給付金

ご案内

このとりくみは、離職や自営業の廃業などの事由により、家賃の支払いが難しくなり、住宅を失った方、または失う可能性がある方に対し、家賃相当分の給付金を支給するものです。

- ✓ 仕事を失い、家賃の支払いが心配
- ✓ 離職後の生活を安心して立て直したい
- ✓ コロナの影響で収入が減った



対象となる方

- 休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある



相談先

八幡浜市社会福祉協議会
地域福祉課

〒796-0010 八幡浜市松柏乙 1101 番地
八幡浜市保健福祉総合センター 2階
TEL : 0894-23-2940
FAX : 0894-23-0506
MAIL : info@yawatahamashi-syakyo.jp

原則3カ月の期間において、収入の状況に応じ、**家賃の支払いに必要な不足金額を支給**いたします。

※支給には要件及び基準額などがございます。詳細は、お問い合わせください。

家賃の支給上限額（八幡浜市の例）

- 単身世帯：32,000円
- 2人世帯：38,000円
- 3人世帯：42,000円



平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆様
新型コロナウイルスの影響でお悩みの皆様

生活再建

お金

心

困りごと相談会

住宅が被災した。
建て替え・補修を
したいが、融資を
受けられる？

住宅金融支援機構
で融資を受けてい
るが、収入が減少
し返済が大変。

コロナウイルスの
影響で収入減とな
った。一時的な貸
付を受けたい。

複数の返済を抱え
ており、収入減によ
り返済の継続が難
しくなっている。

災害のこと、今後
の生活を考えると
不安が募る。話を
聞いてほしい。



日時 令和2年7月3日(金)

午前の部 10:00~12:00 / 午後の部 13:00~15:00

会場 道の駅みなと内 みなと交流館

主催 八幡浜市社会福祉協議会

地域支え合いセンター / 生活福祉資金貸付事業

**協力
団体** 愛媛弁護士会
住宅金融支援機構
八幡浜市保健センター

無料

事前予約優先

当日の受付も可能で
すが、お待たせする
場合があります。

ご予約・問い合わせ先

八幡浜市社会福祉協議会

〒796-0010

八幡浜市松柏乙1101番地 八幡浜市保健福祉総合センター 2階

☎0894-23-2940

☎0894-23-0506

社協会費のご協力を お願いいたします

社協会費とは

社会福祉協議会は、市民の皆さまが会員となって、地域の福祉を進める活動に参加していただくことを目的とした団体です。全国の市区町村にあります。

社協会費は、昭和47年に始まり、赤い羽根共同募金と並び、長年、八幡浜市の地域福祉を支えるための貴重な財源として役立てられています。

社会福祉協議会とは

「こんな八幡浜市にしたい」「こんな八幡浜市に住みたい」「困っていることがある」「集う場所が欲しい」「こんな福祉サービスが必要」・・・市社協では、市民の様々な声のもとに、『すこやかな心ふれあいまちづくり』に取り組んでいます。住民や関係機関の皆さまに参画いただき、地域福祉活

動の推進に努め、市民誰もが住み慣れた八幡浜で安心して暮らしていけるように、福祉の視点で地域に関わっています。

今年度の事業計画については、やわたはま社協だより85号（令和2年5月1日発行）に掲載していますので、ご参照ください。

市社協の取り組みにご賛同いただき、社協会費のご協力をお願いします。



一般会費

500円

各世帯にご協力いただいています。

特別会費

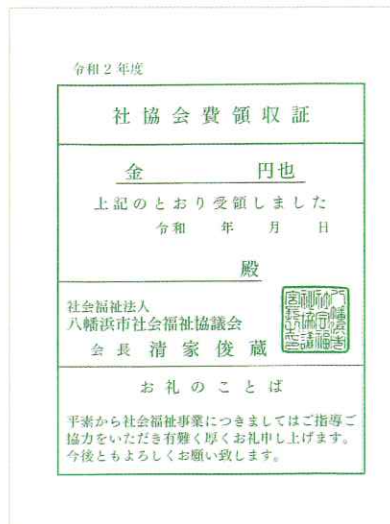
1,000円

各世帯、個人、団体、企業の皆さまにご協力いただいています。

令和元年度

社協会費納入実績（地区社協別）

地区社協名	会費納入額(円)
江戸岡	480,550
松蔭	563,300
白浜	688,818
千丈	529,600
神山	798,200
舌田	129,100
川上	219,100
真穴・大島	281,200
双岩	283,000
日土	345,500
喜須来	544,750
川之石	639,750
宮内	778,750
磯津	126,250
合計	6,407,868



社協会費を納入いただいた方にお渡しています